

第 182 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 28 年 10 月 25 日（火）

午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第 181 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（2 件）

議案第 2332 号 石巻広域都市計画道路の変更について

議案第 2333 号 石巻広域都市計画公園の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

伊藤 恵子	株式会社はなやか代表取締役
伊藤 直司	元宮城県公営企業管理者
内田 美穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
高橋 克子	宮城県医師会常任理事
徳永 幸之	宮城大学事業構想学部教授
舟引 敏明	宮城大学事業構想学部教授
松尾 元	農林水産省東北農政局長（代理）
尾関 良夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
川瀧 弘之	国土交通省東北地方整備局長（代理）
中尾 克彦	宮城県警察本部長（代理）
奥山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
齋藤 正美	宮城県議会議員
高橋 啓	宮城県議会議員

（以上 14 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2332 号（石巻広域都市計画道路の変更について）

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2333 号（石巻広域都市計画公園の変更について）

【議決】原案を承認する。

○議事

平成 28 年 10 月 25 日（火）午後 1 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（大内総括） ただいまから第 182 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（１）会議の成立

○事務局（大内総括） 議事に入ります前に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、14 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

傍聴される皆様をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡しいたしますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書をお渡しをしております。また、机上に、参考資料、座席図及び委員名簿を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくをお願いいたします。

（２）議事録署名人の指定

○舟引議長 それでは始めます。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。小野田泰明委員と高橋克子委員をお願いいたします。

3 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第 181 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、前回議案の処理状況につきまして御報告させていただきます。お手元の議案書の 3 ページを御覧いただきたいと思います。前回、第 181 回の審議会におきまして、議案第 2330 号「石巻広域都市計画緑地の変更について」ほか 1 件につきまして御審議いただきましたが、処理結果の欄のとおり、審議結果に基づき所定の手続きをすべて完了しておりますことを御報告いたします。以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。以上の報告について、御質問等はございませんか。

[「なし」の声]

○舟引議長 よろしゅうございますか。

それでは、以上で、第 181 回の審議会における議案の処理報告を終わります。

4 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2332 号と第 2333 号の 2 件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

今回は、石巻広域都市計画の道路の変更と公園の変更の 2 案が議案となっておりますが、この二つの議案は関連性の強い議案ですので、事務局からの議案の説明は一括で行っていただきたいと思っております。

それでは、議案第 2332 号「石巻広域都市計画道路の変更について」及び議案第 2333 号「石巻広域都市計画公園の変更について」について、事務局から議案の内容を説明願います。

議案第 2332 号 石巻広域都市計画道路の変更について

議案第 2333 号 石巻広域都市計画公園の変更について

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、まず議案第 2332 号「石巻広域都市計画道路の変更について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお開き願います。今回変更しようとする路線は 3 路線ございまして、都市計画道路中 3・5・20 号濡仏線を廃止し、3・2・2 号門脇流留線及び 3・2・18 号南光湊線を変更するものであります。このうち、3・2・2 号門脇流留線については区域を一部変更し、3・2・18 号南光湊線は起点の位置と延長を変更するものであります。計画書のゴシック体で強調している箇所が変更点でありまして、表の下段の方に変更の理由を記載してございます。理由でございますが、石巻南浜津波復興祈念公園の設置に伴い 3・5・20 号濡仏線を廃止するとともに、周辺土地利用状況との調整を図るため、3・2・2 号門脇流留線及び 3・2・18 号南光湊線の区域の一部を変更するものであります。なお、3・5・20 号濡仏線の廃止の理由であります石巻南浜津波復興祈念公園につきましては、この議案の後に第 2333 号議案として続けて御説明させていただきます。

議案書 6 ページをお開き願います。都市計画の総括図となります。図面上が北となつてございまして、西側は東松島市、東側は石巻市となっております。図面左側中段付近から図面中央上段方向に、水色で示しました三陸縦貫自動車道、また、緑色で示しました国道 45 号が走つてございます。また、図面左側には南北に流れる東松島市と石巻市の行政界となる定川が、図面中央付近には南北に蛇行しながら流れる旧北上川があります。今回の変更に関する路線は、3・2・2 号門脇流留線と 3・2・18 号南光湊線及び廃止する 3・5・20 号濡仏線の 3 路線であります。

図面中央下段に旗揚げされている3・5・20号濡仏線は、石巻南浜津波復興祈念公園の設置に伴い廃止するものであります。図面中央上段に旗揚げされている3・2・2号門脇流留線は、石巻市の沿岸部を東西に横断する路線で、図面中央に旗揚げされている3・2・18号南光湊線は、3・2・2号門脇流留線との交差点を起点として、旧北上川を渡り石巻市湊町に至る路線であります。図面中央下段に青色破線で囲っている部分が、各路線において今回変更する箇所となります。

その青色の破線で囲っている部分を拡大したものが、参考資料の2ページとなりますが、まず、参考資料の1ページを御覧下さい。まず、はじめに今回変更しようとする路線の復興まちづくりにおける位置づけにつきまして簡単に御説明いたします。これは、石巻市の復興整備計画の土地利用構想図になります。図面上が北となっております。石巻市は、復興まちづくりの方向性として、多重防御施設の整備により、災害に強いまちづくりを進めることとしており、赤の実線で示している防潮堤を第1防御、濃い青の実線で示している高盛土道路を第2防御としてごさいます。今回、変更する3・2・2号門脇流留線及び3・2・18号南光湊線は、濃い青の実線で示している区間が、第2防御に位置付けられていることから、その区間の構造は高盛土構造となります。図面中央下段に緑色で着色した「公園復興ゾーン」と書いてあるところが、石巻南浜津波復興祈念公園となる部分であります。3・2・2号門脇流留線については、この復興祈念公園の南側3・5・20号濡仏線と交差するピンク色の実線で示す区間、ここにつきましては徐々に現地盤程度にすり付く構造となり、だんだん下がってくる形になります。

参考資料の2ページをお開き願います。これは、今回変更する計画図になります。図面上が北となっております。図面右側に凡例を示しているとおおり、ピンク色が既決定の区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域となります。また、水色の実線で囲んだところが区画整理事業施行区域で、黄緑の実線で囲んだところが、復興祈念公園となります。まず、図面中央右側下段に黄色で示している3・5・20号濡仏線は、復興祈念公園の設置に伴い、今回廃止となるものであります。その交通ネットワーク機能は、3・2・2号門脇流留線に委ねられることとなります。3・2・2号門脇流留線につきましては、当該路線の詳細設計を進めた結果、見直しが生じたことから、区域の一部を変更しようとするものであります。具体的には、図面に緑の丸で示している交差点①から交差点②の区間におきまして、図面中央付近を南から北に通っている茶色の破線で示しました石巻市道の機能確保と、道路西側に立地しています企業からの交通を処理するため、当初は②-②'断面の上段に示すとおおり、高盛土道路の西側に側道を設置する計画としてごさいました。今回、この市道を交差点②の位置で高盛土道路と接続させるように変更したこと、また、道路西側に立地している企業において土地利用形態が定まり、側道を利用した乗り入れが不要となったことなどにより、②-②'断面の下段に示すとおおり、西側の側道と歩道を取りやめ、高盛土道路の両側に歩道を設置するよう横断構成を変更するものであります。また、交差点①から交差点②の区間におきまして、関係者等との調整の中で道路東側の斜面に対する切土の影響を最小限にするということになったことから、斜面の安定上、鉄筋挿入工を設置することにより、③-③'断面に示すとおおり道路を約10m西側に移動することとしたものであります。

参考資料の3ページを御覧下さい。この図面は、交差点①について拡大したものであります。交差点①付近の道路西側に廃止する黄色の区域が発生してごさいます。なお、道路東側の赤色の

区域については、3・2・2号門脇流留線に取り付く市道宜山大手町1号線の形状が確定したことに伴い、3・2・2号門脇流留線に必要な道路区域を追加するものであります。

参考資料の4ページを御覧下さい。この図面は、交差点②につきまして拡大したものであります。交差点②周辺の西側に追加する赤の区間が発生しております。交差点②周辺の東側の廃止する黄色の区域ですが、交差点北側において、④-④'断面に示しますとおり道路の路面部分と区画整理事業施行区域の間に残ります道路法面がくぼ地となってしまうことから、石巻市におきまして、道路の高さまで盛り土整地した上で土地利用を図っていくとのことから、道路区域に含めないこととしたものであります。交差点南側につきましては、⑤-⑤'断面に示すとおり、高盛土構造から現地盤程度にすり付く構造となることから、路面幅を都市計画決定幅とするものであり、復興祈念公園の設置に伴い、東側の道路法面を廃止するものであります。また、交差点を西側に移動したことに伴い、この交差点を起点とする3・2・18号南光湊線の延長が約10m伸びることとなったものであります。

参考資料の5ページを御覧下さい。交差点③の北側につきまして、復興祈念公園への乗り入れ部を道路区域として追加するものであります。

以上で議案第2332号に関する説明を終わります。

○事務局（尾形都市計画課長） 続きます。議案第2333号「石巻広域都市計画公園の変更について」を御説明いたします。議案書の8ページをお開き願います。

今回の変更は、9・5・1号石巻南浜津波復興祈念公園約38.8haを新たに追加するものであります。変更の理由は、東日本大震災からの復興の象徴とするため、犠牲者への追悼と鎮魂の場であるとともに、被災地の実情と教訓を後世に伝承する場となる公園を追加するものであります。

議案書の9ページをお開き願います。こちらは、石巻広域都市計画のうち、石巻市周辺を示した総括図となります。図面上が北となっており、西側が東松島市、東側が石巻市となっております。図面中央に赤色で着色して表示しておりますのが、今回追加する石巻南浜津波復興祈念公園であります。

石巻市の復興まちづくり計画における本公園の位置づけにつきましては、参考資料1ページにお戻り願いたいと思います。こちらは、先程、議案第2332号におきまして御説明いたしました石巻市の復興整備計画における土地利用構想図です。本公園が計画されております南浜地区は、図面中央下「公園復興ゾーン非可住地」としているところで、旧北上川の右岸河口部の平野に位置しており、東日本大震災前は多くの方が居住する市街地でありました。しかし、震災による津波と火災により、死者・行方不明者合わせて400人余りの方が犠牲となり、また、地震と津波により地盤が沈下し、一部が湿地化するなど、複合的な被害を受けた地域であります。震災後は、本地区の北側に、多重防御施設である高盛土道路、南光湊線が計画され、この道路の海側に位置する本地区は、建築基準法に基づく災害危険区域に指定され、原則非可住地とされました。また、平成23年12月に策定された石巻市震災復興基本計画においては、本地区を、震災復興のシンボル公園として位置づけております。

参考資料の6ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、石巻広域都市計画公園の変更の計画図となります。右下の凡例にあるように、公園として追加する区域を赤着色、都市計画道

路の区域を緑色の枠，市道の区域を青色の枠，土地区画整理事業施行区域を黄色の枠で示しております。本公園の区域は，北側は都市計画道路南光湊線，西側と南側は都市計画道路門脇流留線，東側は市道南浜東 1 号線及び 2 号線に囲まれた区域であります。

なお，一部，小さく白抜きとなっている部分が 3 カ所ございます。これらにつきましては，参考資料 9 ページの公園配置図を併せて御覧いただきたいと思っております。こちらは，基本設計時の公園の施設配置図であります。小さく白抜きとなっている箇所が 3 カ所ございますが，これらは，東日本大震災以前から，この地の歴史を今に伝える史跡として，図面の右上から，北向地藏，善海田稲荷，濡仏が存置されていた場所であります。これらにつきましては，地元からの要望もあり，今後も現地に存置することとしております。公園施設として管理することができないことから公園の区域からは外してございます。

参考資料 6 ページにお戻り下さい。隣接する道路との位置関係について，図面の A-A'，B-B'，C-C' 断面の横断図を使って御説明したいと思います。

参考資料 7 ページを御覧下さい。左上の A-A' 断面は，南光湊線の横断図になります。南光湊線は，多重防御施設である高盛土道路として，図に示すとおり法尻から余裕幅をとった位置までを，既に都市計画決定してございます。このため，公園の区域は南光湊線の都市計画道路区域端までとしてございます。下の B-B' 断面は，門脇流留線の横断図になります。門脇流留線の公園隣接区間につきましては多重防御施設としての機能を有していないことから，都市計画道路の区域を路面端である地先境界ブロック端までとし，公園の区域は門脇流留線の都市計画道路区域端までとしてございます。右上の C-C' 断面は市道南浜東 1 号線の横断図になります。こちらの市道は，都市計画決定はしておりませんが，道路の路面高と公園の計画高がほぼ同じとなることから，道路端を公園の区域境としてございます。

参考資料 8 ページを御覧下さい。本公園の検討経緯やデザインのコンセプト等について簡単に御説明いたします。平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により約 4 千人もの犠牲者が集中し，国内最大の被害を受けました石巻市において，南浜地区は，津波襲来後に発生した火災も相まって多くの方が犠牲になるなど，先般の震災がもたらした被害の甚大さを物語る上で，欠くことのできない場所となっております。この地に整備される復興祈念公園は，宮城県，さらには被災地全体のかなめとなる復興祈念公園として，この地のみならず東日本大震災で犠牲になったすべての生命に対する追悼と鎮魂の場となるとともに，この震災の記憶と教訓を他の被災地と連携して後世に伝える拠点となり，さらには，かつて市街地であった場所に公園の整備を通じ人々が関わり，人と人との絆，つながりを築いていくことにより，東日本大震災からの復興の象徴となるものであります。

経緯といたしましては，震災後の平成 23 年 6 月に開催されました東日本大震災復興構想会議における「復興への提言」におきまして，鎮魂の森やモニュメントを含め，その教訓を次世代に伝承し，国内外に発信することが位置づけされ，同年 7 月の国による「東日本大震災からの復興の基本方針」にも，地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討するという表現が含まれたことから始まったものであります。同年 12 月には，石巻市が策定した石巻市震災復興基本計画に復興のシンボルとなる公園整備が位置づけられ，その後，国土交通省において，平成 24 年 1 月に第 1 回東日本大震災復興祈念公園検討会議が開催されました。同年 3 月の

第2回検討会議の際、「震災復興祈念公園の基本的あり方」について整理がなされたことから、県では、同年6月に「石巻市南浜地区の復興祈念公園整備を求める要望書」を関係省庁に提出させていただきました。その後、平成25年6月に、県が石巻市南浜地区に震災復興祈念公園を整備することを表明、同年10月から国、県、石巻市と有識者委員による「宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会」を開催し、市民フォーラムやパブリックコメントを経て、翌年、平成26年3月に基本構想が策定されました。平成26年8月からは、「宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」を開催し、同年10月には、国が公園の中核的施設を設置することについて、「国営追悼・祈念施設（仮称）の設置に関する閣議決定」がなされたところであり、その後、パブリックコメントや市民説明会などを経て、基本計画を平成27年8月に策定し、今年3月までには基本設計も取りまとめ、公園名称につきましても「石巻南浜津波復興祈念公園」に決定したところであり、

基本構想におきましては、東日本大震災により犠牲となったすべての生命への追悼と鎮魂の思いとともに、「まちの震災の記憶をつたえ」、「生命のいとなみの杜をつくり」、「人の絆をつむぐ」という基本理念と、犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築する、被災の実情と教訓を後世に伝承する、復興の象徴の場としてのメッセージを国内外に発信する、多様な主体の参画・協働の場を構築する、来訪者の安全を確保するという、五つの基本方針を定めました。これらの基本理念と基本方針に基づき、基本計画では、南浜地区のかつての環境と現状を踏まえ、土地本来の自然を育む「土地の履歴」、暮らしの記憶を街路網に刻み、これを感じる「街の記憶」、さらに追悼と鎮魂の思いとともに、まちの震災の記憶をつたえ、生命のいとなみの杜をつくり、人の絆をつむぐ「追悼と伝承」の三つの場所性を重ねることを、公園の基本デザインとしました。

参考資料の9ページを御覧ください。こちらの公園の基本設計時における施設配置について御説明いたします。基本デザインコンセプトのもと、市街化される前の風景である湿地や松原を復元し、震災前に街と人の生活があったことを示す街路網を園路として残すとともに、犠牲者への追悼と鎮魂、教訓の伝承の場として「追悼の広場」を公園中央に配置しております。さらに追悼の広場を囲むように、ビジターセンターとなる中核的施設や一時避難場所となる避難築山を配置しております。また、震災遺構としてその保存が議論されている門脇小学校につきましても、街の記憶として大変重要な施設であることから、門脇小学校からの正面を軸線とした空間を確保することにより、視覚的に小学校との繋がりを確保している形となっております。その他、市民説明会等において、様々な市民活動を行いたいという意見が多くありましたことから、市民参画・協働の場となる市民活動拠点や市民活動空間を設けております。また、公園外周には、ジョギングやウォーキングによる利用や公園の管理も考慮し、外周園路を設けているほか、運動やレクリエーションなど市民の多様なニーズに考慮した活動空間として多目的広場も配置してございます。公園の出入り口につきましても、追悼の広場北側にメインエントランスとなる北側エントランスを、公園西側には多目的広場への利便性を考慮し西側エントランス及び南側エントランスを設置することとしております。また、それぞれに東駐車場、西駐車場、南駐車場を付帯させ、大型車両9台を含め合計340台分の車両が駐車できるスペースを確保しております。なお、本公園における、津波発生時の公園利用者の避難目標地点は日和山となっておりますが、日和山までの距離が、市の防災計画で定める避難可能距離である500mを超える区域もあることから、公園利用

者の方々については、築山の方へ一時的に避難していただけるような計画をしております。

以上で議案第 2333 号に関する説明を終わります。なお、議案第 2332 号及び議案第 2333 号とも縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議たまわりますようお願い申し上げます。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま、議案第 2332 号及び第 2333 号について、事務局から御説明をいただきました。

審議は議案毎に行います。まず、議案第 2332 号「石巻広域都市計画道路の変更」について、委員の皆様から御意見・御質問をいただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

はい。では、徳永委員、よろしくお願いいたします。

○徳永委員 徳永でございます。道路の側のものになるのか、公園の側になるのか分からないのですが、この公園へのアクセスとして、駐車場への車でのアクセスというのはよく分かるのですが、車を使えない方のアクセスとしての路線バスは、受け入れについてどのようなこと想定されているのか、場合によっては、南光湊線の方でバスベイを設置するなどですね。そういうことを考えておく必要があるのかどうかを、少し御説明いただければと思います。

○舟引議長 それでは、バスの受け入れ等に関する御質問でございます。事務局の方、よろしくお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。現在路線バス等は、ここは走ってございませんが、先程御説明したとおり駐車場が、今のところ常設として 340 台程用意しております。大型車も受け入れられる形として駐車場も確保してございまして、バスの乗降客につきましては、北側エントランスから入っていただいて東駐車場のちょっと下側にふくらんだ部分がありますが、そちらの方で乗降させて、バスを駐機させるという計画にしております。また、イベント等を開催した場合に、南側の市民活動空間という灰色にぬっている部分がありますが、そちらなど、西側エントランスを入ったところの西側駐車場の付近に臨時駐車帯の設置を考えておりまして、バスの方についてはそちらを利用して乗降を考えております。

○徳永委員 御質問したのは、路線バスの対応ですので、やはり、市民活動空間と、各活動拠点等も考えられているので、一般市民の人がよりアクセスしやすくすることを考えると、一般の路線バスも計画されてしかるべきではないかと。更には、石巻駅等、JRで来られた方をこちらに流すということを考える際にも、路線バスは重要な足になるのではないかと思うのですが、それを公園内まで引き込む路線設定をするのか、道路上にバス停を設置する場合、ここが幹線の機能であれば、バスレーンなりを設置した方が良い道路かも知れないので、その辺りは検討されているのでしょうかという質問です。

○事務局（尾形都市計画課長） 現況、路線バスがないということも先程申し上げましたが、先程も申したとおり門脇の区画整理が入ってございますので、今後、路線バスについては、石巻市においても考えて行かれるのかなと思ってございます。ただ、現況の道路についてはバスレーン等考えてございませんが、南光湊線の路面の北側の方に、歩道帯なり多少使える空間もございまして、その辺を含めて、石巻市と検討してみたいと思います。

○舟引議長 では、徳永委員よろしいですか。

○徳永委員 はい。

○舟引議長 では、その他の御意見、御質問を受けたいと思います。よろしくお願いたします。
先程申しましたけれども、道路の議案と公園の議案は別々の審議でございまして、道路については一旦お諮りすることになりますので、その意味で道路に関連する質問であれば、御発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

では、小野田委員お願いします。

○小野田委員 この公園は、非常に大きな公園で、しかも行事があるときは非常に沢山の人が訪れることが想定されますけれども、アクセスの面で、例えば、右折レーンを設置して混雑を回避するとか、その他、待ち行列ができないように、どのようにコントロールするのかということは、大きな論点かと思いますが、その辺りの対応、見込について、お伺いしたいと思います。

○舟引議長 事務局お願いたします。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料の4ページを御覧いただきたいと思いますが、南光湊線の、詳細な図面がここで切れておまして申し訳ございませんが、南光湊線が3m幅員の3車線構造となっているところが右折レーンを設置する箇所です。南光湊線から公園に入ってくる部分、エントランスについては、石巻市とも話をし、それぞれエントランスのところ、右折レーンを設置したいと考えています。また、交差点の③の部分ですが、参考資料の5ページです。南側のエントランスにつきましても、同じ様に東側から入っている部分について右折レーンを設置するほか、臨港道路に入ってくる、北側から入ってくる部分についても右折レーンを設置するという事で、公安委員会とは、公園の出入り口の交通誘導について協議させていただいております。

○舟引議長 小野田委員、いかがでしょうか。

○小野田委員 現状では非常に合理的な対応だと思いますけれども、この公園、想定としては非常に多くの人々が訪れる期間もあると思いますので、道路計画の方も、非常に慎重にかつ適切な対応をお願いしたいと思います。

○舟引議長 そのほかございますでしょうか。

はい。それでは、内田委員お願いいたします。

○内田委員 ちょっと現状をお聞きしたいのですが、すぐ隣に日本製紙さんの石巻工場があるのですが、こちらにかなり、物流というか、物の出入りがあると思うのですが、現状、この日本製紙さんの方に、資材などの出入り又は製品の運び出しは、どちらの道路から出入りされているのでしょうか。

○舟引議長 お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料の2ページを御覧いただきますと、先程御説明した、交差点①の上から、茶色の点々と点線がございまして、それが交差点②のところから下にずっと下がってきております。それが、現市道になっていまして、その市道から、今まで日本製紙さんは、乗り入れさせていただいておりました。今回、交差点①の部分も含めて高盛土道路になるので、新たに交差点①の左側に、青い字で②に引き出した様なラインがあるのですが、そこを新たに日本製紙さんの入口として協議させていただいて、そちらに日本製紙さんの出入口を設けると。あるいは、向かい側の市道があり、②' という青い方向にはみ出しているラインがあるのですが、その市道も形状を直させていただいて、十字交差になるような形の交差点を設けるということにして、将来的に、警察には信号機を設置していただきたいという話をさせていただいて、ここを十字交差にして、メインの出入口にするということで、日本製紙さんにもお話しさせていただいて、交差点形状を変更させていただいたということです。

○舟引議長 よろしゅうございますか。

○内田委員 はい。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。

○舟引議長 よろしければ、お諮りいたします。議案第 2332 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

【「異議なし」の声】

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第 2332 号：原案のとおり承認する。（賛成 14 名、反対 0 名）

○舟引議長 続いて、議案第 2333 号「石巻広域都市計画公園の変更」について、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

はい。では、小野田委員お願いいたします。

○小野田委員 参考資料の 7 ページの A-A' 断面、南光湊線ですが、これ公園と接する非常に重要な箇所で高盛土道路になっていますが、法面は道路管理側に入っていますよね。これでは、公園をせっかくきれいに造っても、法面が適切に管理されないと、非常に不思議なことになってしまうと思うのですが、その辺りはどのように計画をされているのでしょうか。

○舟引議長 はい。事務局お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） 南光湊線の方は、門脇の区画整理事業と一緒に整備するというところで、先に都市計画決定されてございました。公園の設計と同時に進められれば良かったのですが、公園の設計に入るのが、色々な手続を踏んできたことから、多少遅れてスタートしています。現在公園の最終計画高が、まだ詳細設計が決まってないところがありまして、今回の都決（都市計画決定）におきましては、このラインを崩さないという形で考えてございます。ただ、石巻市さんともお話しはさせてもらっていますが、公園計画高が決まれば、側溝の位置等も上に上げるなどの調整をしていきたいと思っておりますし、先程平面図で御説明したとおり、入り口が二箇所ほど入ってきます。その方については、公園側で道路側にすりつけるような形で整備していきますし、今御質問のありました法面については、現状公園から見た場合には、公園の法面としか見えないように考えてございますので、道路管理者である石巻市さんと、管理の方策等については整理した上で、公園の一部としてみられるような、法面の管理形態については検討して参りたいと思っております。

○舟引議長 よろしゅうございますか。

○小野田委員 公園の一部として見えるように、整備と管理を行うということでよろしいのですね。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。

○小野田委員 ありがとうございます。

○舟引議長 それでは高橋委員、お願いいたします。

○高橋（啓）委員 確認の意味で、お訊きします。あの公園の底地の問題なのですけれども、今までの経過と、現在の所有者、今後貸し付けの予定があるのかどうかお訊きします。

○舟引議長 それでは、事務局お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） 一番最初に御説明したとおり、公園のエリアというのは基本的に非可住地になってございますので、防災集団移転促進事業の底地とか元地になる土地になります。石巻市さんの方で、公共道路など公有地以外の土地あるいは工場用地等以外については、基本的に防集の事業（防災集団移転促進事業）で買い上げをしております。現在 94 %くらいまで買い上げが進んできているということでございます。残る防集で買えない土地は、公園事業で買っていただくということでございます。今回都決を終えた後に、事業認可を取りまして、その後用地買収に入っていきたいと思っておりますし、また、一部工場用地等については、石巻市さんの方で色々調整しながら整備をするというふうにも伺っております。

○舟引議長 どうぞ。高橋委員。

○高橋（啓）委員 そうすると確認なのですが、石巻市の所有ということでよろしいのですか。

○舟引議長 では事務局お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。基本的には防集で買った土地は石巻市さんの土地ということになります。一部、県の事業区域については県の公園事業で買いますので、県の土地と石巻市さんの土地が存在するということになります。

○舟引議長 高橋委員。

○高橋（啓）委員 はい、ありがとうございます。あともう一点なのですが、将来的にその管理は石巻市ということでよろしいのでしょうか。お伺いたします。

○舟引議長 それでは事務局お願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料の 9 ページをお開きいただきますと、全体で 38.8ha ございますが、今回この中にまだラインを入れてございませんけれども、この場合につきましては国と県と石巻市が、合同で整備をするということになっております。基本的には県が数ha、石巻市が数haということになるのですが、その中に追悼の広場という部分、ここは先程申し上げたとおり、国が中核的施設を整備するということになりまして、それは県の公園区域の中に整備するということになってございます。ですので、三者で整備をしていくのですが、それぞれ管理区分につきましては、国、県、市が出て参りますので、それぞれ指定管理者を合同で公募することなど、最終的な部分をつめてございますけれども、管理形態についてはそれぞれということになってくると思いますが、公園利用者の方にとっては、管理者の異なるなどということは全然関係の無いことですので、その辺は国、県、市、合わせて色々調整させていただいて、より良い管理形態が取れるように最後の詰めをしていきたいと考えてございます。

○高橋（啓）委員 ありがとうございます。

○舟引議長 よろしゅうございますか。

それでは、伊藤直司委員、お願いいたします。

○伊藤（直）委員 将来の土地利用構想図と、今回の公園の区域の決定の関わりについて少し教えていただければと思ったのですが、まず参考資料の1ページを御覧いただきたいと思います。これは現在のこの公園の整備地がですね、この緑色で全部着色されております。そしてこの旧北上川の右岸側もずっと緑でいってます。それで今回のいわゆる公園の区域の決定が、6ページを御覧いただきたいと思いますが、ここに新たに市道として南浜東1号線あるいは南浜東2号線ということで、新たに道路を位置づけようとしているわけですが、この東側が土地利用構想では、将来は公園緑地の整備としているようでございますが、今回のこの公園の区域を定めるにあたって、どの様に整理されたのかをお聞かせ願えればというふうに思います。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料の1ページのところで、今、伊藤委員がおっしゃたとおり、最終的に都市計画区域として定めた区域よりも外れた区域まで緑色に塗られている部分がございます。まず、左側は、やはり公園の利用形態あるいは道路の形状からして、高盛土をこう降りてきますので、完全に分断されることから、ここは公園ではない区域にしよう。

北上運河に隣接した区域は、6ページにありますけれども、この市道南浜東1号線のラインというのが最終的に決まって参りました。最初は、もう少し東側の方に道路をとという話もございましたし、石巻市でこの南浜東1号線から東側にマリーナの計画を持ってございました。防災マリーナを整備するということでしたが、国との復興計画との協議が、色々とかかっていたこともありまして、形状的に決まってその中で、道路計画についてもマリーナ計画と合わせて入れてきたということになります。南光湊線の上の方につきましては、1ページでは緑になってましたが、ここは石巻市さんの方でも、現状の土地の使い方を考えておられるのと、旧北上川の護岸は、河川の高盛土の護岸が入ってきますので、その部分を含めると、6ページの、この門脇の区画整理事業でマルハニチロ食品の右側まで入ってきますので、あの大街道石巻港線の“街”という字の上にマルハニチロ食品があって、そこに黄色いラインがこう入ってくると思いますけれども、そこまで門脇の区画整理事業が入ってきます。それから川側については、河川の堤防になるということで、ここは、河川の堤防で仕切られた内側は、すべて防災マリーナの計画になっているということでございます。

○伊藤（直）委員 そうしますと、防災マリーナのヒンターランド（背後地）としての用地を、ここで文字で記されている、南浜東1号線と記されていますが、この区域については、そういった施設の、いわゆる背後地の利活用で考えていくと理解していいのですか。

○舟引議長 はい、どうぞ。

○事務局（尾形都市計画課長） そう理解していただければと思います。

○舟引議長 よろしゅうございますか。その他いかがでしょうか。

それでは、齋藤委員。

○齋藤委員 先程課長のお話では、避難、日和山までの避難の距離が長すぎるからということで、築山という話がありまして、今見たのですけれど、多目的広場で競技をしていて、広場を使用している人が築山まで来るといって、600 から 700 m くらいはありますね。さっきいったように、日和山公園もここから、北側エントランス辺りから見ると 600 m まではないんだよね。それで、私いいたいのは、この築山を、ここになぜ持ってこなければならぬのかということ。これは都市計画決定の審議だから、あまりそこまでいいたくないのだけれども、防災という点から、避難築山を造るなら、なるべくみんなが逃げやすいところに設置するのが普通だと思うが、何故こうなったのかわかりますか。

○舟引議長 それでは事務局、お願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） 左側の、多目的広場の一番下の部分辺りがちょうど 500 m くらいの距離になっています。避難築山も端部で 500 m くらいになるのですが、この市民活動空間や公園の一番東端の辺りだと、600 m から 650 m くらいになってくるということで、築山の位置については、基本的に県の公園の中に設置するという事で動いてきておまして、県のエリアの方に、500 m で拾えない区域を囲むようなエリアを選んで、そこに設置してきているということでございます。

○舟引議長 齋藤委員どうぞ。

○齋藤委員 だから、県の土地の中に設置するというのは良いけれども、距離的にかなりあるのではないかと。このくらいの距離でも、徒歩でも問題はありませんか。真ん中の方がよっぽどみんな集まりやすいんじゃないかなと思うのですが、ここに設置する理由が、県の土地だからということでは理由にならないのではないかと思うのですが、いかがですか。それから一番の東側にもっていくということは、前にもこの東側の方に、広場も何もないわけですよ。その辺はいかがですか。

○舟引議長 それでは、事務局お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） あの左側の多目的広場と中間地点との間くらいが、丁度 500 m のラインになってございまして、築山の避難経路というのが、齋藤委員、大変詳しいとは思いますが、先程の、南光湊の交差点の脇から日和山に登っていくルートと、現況の西側エントランス

のところから登っていくルート，あるいは北側のエントランスから登っていくルートと三つございまして，その辺を到達する地点から 500 m のラインを引くと，多目的広場の中間のラインあるいは湿地の一番飛び出した辺り，あるいは築山のトップのちょっとした上側ですね，この辺が 500 m のラインになってございます。今，齋藤委員から築山を中央にとのお話もございましたが，中央については，やはり鎮魂の広場ということで，そこをメインとして考えていきたいというのも一つでございますが，また，築山から 500 m の区域を算出した上でですね，築山の位置を決めさせていただいたということでございます。

○舟引議長 齋藤委員どうぞ。

○齋藤委員 あの，要は避難するのにどのくらいの時間を想定しているか。その範囲内なら良いが，このくらいあったらかなりの時間がかかりますよ。それ，どうみてます。

○舟引議長 お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） 南側の駐車場から，現在歩いて 30 分というふうに見てございます。湿地の飛び出したところから約 28 分ぐらい，市民活動空間という一番右下から逃げたとしても約 30 分ぐらいというふうには試算した上で，位置決めについては検討させていただきました。

○舟引議長 はい，齋藤委員。

○齋藤委員 30 分とか 20 何分とかいうのは，あの時の，東日本大震災の巨大津波を考えたら，もうとってもではないけど，そんな時間では考えられないから。今まで色々この場所でいいのっていつてきましたが，安全性をしっかりと確保するということと，築山の他にも，多目的広場のどこかを平坦にしないなど，その辺も考えて，是非これからの実施設計の中に活かしていただければ良いと思いますので，その辺も今後御検討ください。今回の公園の変更については，わたしは議案には賛成しますが，その辺，築山，築山っていつてないで，周辺のところのあれをちゃんと利用した形で逃げられるように。一番簡単なのは，ここからあの高盛土道路にも逃げられるんですよ。その辺の，速やかに避難できるルートというものをしっかりと考えてくださいということです。以上です。

○舟引議長 よろしゅうございますか。その他いかがでしょうか。

小野田委員どうぞ。

○小野田委員 参考資料の 6 ページですが，この中で御説明もありましたが，濡仏，善海田稲荷，北向地蔵のエリアが白抜きで抜かれていますよね。まあ，これは宗教施設とって良いのかな，だから抜かれています，公共の区域とは区別している，祈念公園区域とは区別しているのだというのは理屈としてよく分かるのですが，実際は，その公園の中にこういうエリアが残る，飛び地と

して残るわけですね。その辺りのマネジメントというのはどの様に位置づけておられるのか、ということをちょっと伺いたと思います。

○舟引議長 はい、では事務局お願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。北向地蔵さん、善海田稲荷さん、濡仏さんと、それぞれ土地の所有者や管理者が変わってございますが、基本的にはこれまでも土地所有者の方や、実際にその施設を管理していただいている方とも、色々お話をさせていただいてきておりますけれども、今後、委員おっしゃるとおり、公園の中の一部ということになりますので、そこにつきましては、今後どういうふうに取り扱っていくのか、周辺の関係も含めまして、ある程度文書を取り交わして、進めて行けたらなというふうに考えてございます。

○舟引議長 はい。小野田委員よろしゅうございますか。

○小野田委員 全体の公共性を減じないように、文書化されるのだということは良いことだと思います。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。

伊藤直司委員、お願いします。

○伊藤（直）委員 都市計画決定には全然関係ない話なのですが、せつかくの機会なので。地域の方々も非常に待ち望んでいる、こういうオープンスペースを早く確保して欲しいと思っているのではないかなと思っています。それですと、差し支えなければ、今後の整備スケジュールといえますか、その辺りも少し御紹介いただければありがたいなというふうに思いますが。いかがでしょうか。

○舟引議長 はい、事務局大丈夫ですか。

○事務局（尾形都市計画課長） 現在、先程も少し説明しましたが、実施設計を進めさせていただいております。今年度、1月か2月くらいまでに実施設計を固めたい、できれば年内とは思っておりますが、最終的に1月くらいと思っております。数量等についてはその前に出てくると思っておりますので、御了解いただければ、有識者委員の先生方に、最終的に御報告させていただいて、最終決定をさせていただければ、年度内には工事に着手して参りたいなというふうに思っております。やはりあの震災から10年という、平成32年にですね、やはり開園していきたいと思っておりますので、その時に、やはり石巻市において、10年という節目のですね、記念式典ですかね、そういうことを開催できるように、何とか整備を進めて参りたいというふうに今のところ考えてございます。

○舟引議長 よろしゅうございますか。

○伊藤（直）委員 はい。

○舟引議長 その他いかがでございますか。

はい、ではもう一度お願いいたします。

○小野田委員 敷地の外になりますけれども、門脇小学校、これ今石巻市さんの方で議論をされてるところですけれども、これ津波の、石巻南浜津波復興祈念公園ということで、赤いエリアが復興祈念の主になるわけですけれども、同時に、非常に数少ない残された重要な津波遺構である門脇小学校をどう残すかというのは、市長が部分保存と、保存されるという表明をされているので、おそらく何らかの形で残ると思うのですが、その間で、たぶん同じ機能を持っているから交通が生まれるような気がするのですが。公園に来た人が門脇小学校に行く、もしくは門脇小学校に来た人が公園に来られると、その間の安全な交通といたしますか、車を降りられて、もしくは防災教育で来られた方が相互に行き来する、その子供たちなり、人たちの、安全性の確保というのはどういうふうに分けたら良いのでしょうか。南光湊線、そう広い道路ではありませんが、それなりの交通量が予想される道路でもありますよね。その辺りいかがでしょうか。

○舟引議長 はい、ではお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） 小野田先生おっしゃるとおりですね、門脇小学校の遺構の保存につきましても、石巻市の方で色々残す形なり、位置も含めて検討されていると思います。現在、門脇小学校から公園までの距離というのはさほどない距離にあって、考えようによっては一体物に捉えなければならないというふうには考えてございます。先程も、徳永委員からもあったとおり、そのバスなり、交通なりという考え方をですね、やはり石巻市とともにですね、そこを連坦して使う場合にどうするんだということは、やはりきちんと考えていかなければいけないのかなと思ってございます。現在のところ、公園の方の駐車場をという部分も一つあるものの、やはり門脇小学校の方で降りられた方はどうするんだとか、そういう話も一回整理して、きちんとこういう形で動かしませうという形ではお話できるようにしたいなと思ってございます。

○舟引議長 はい、どうぞ。

○小野田委員 これも伝聞ですけれども、市長、石巻市長さんは、防災教育の拠点として、防災教育に、被災地として、被災に遭った自治体として、防災教育に色々貢献したい。おそらく門脇小学校を残される計画の向こう側には、そういう防災教育の拠点として位置づけたいみたいな想いというのは、おそらくあられると思うのですね。実際に学校だし、津波火災、津波被害、それで震災と三つも受けているので防災教育として相当大事な場所におそくなってくると思います。そうすると、子供たちがたくさん来て、その子供たちが目の前にこんな広い公園があったらそこ

で遊びたいというか、そこでまた色々な気持ちをお祈りをしたりしたい、というのは当然だと思うのですが、そういう人達が行ったり来たりするときに、本当に安全なのかなというのはすごく気になります。これ旧北上川を越えて橋が計画されていますので、そのまま北上川の左岸に行けちゃうわけですね。そうすると、例えばカルバート（暗渠）でその間を繋ぐとか、そういうことだって、もしかしたら、安全のために大事なんじゃないのみたいな話が色々出てくると思いますけど。そこまでいなくても、相当たくさん交通が、しかもそれが子供たちが、というのは想定されますけど、その辺りどうでしょうか。

○舟引議長 はい、どうぞ。

○事務局（尾形都市計画課長） 先程も断面図でもちょっとお話したのですが、門脇の区画整理については、南光湊線ですね、道路高と同じくらいまで造成してくることもあって、カルバートという部分がどうかなというのちょっと考えさせていただくしかないかなと思います。ただ、交通の安全性とかというのはやはり大事だと思いますので、どのようにして安全に通行できるのか、渡れるとかいうことは、そういうことについては、もう一度石巻市さんとも検討させていただきたいと。

○舟引議長 小野田委員，よろしゅうございますか。

○小野田委員 はい。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。

それでは、この辺りでお諮りをいたしたいと思います。議案第 2333 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第 2333 号：原案のとおり承認する。（賛成 14 名，反対 0 名）

4 その他

○舟引議長 以上で、本日本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から、何かこの他にございますでしょうか。

では、事務局から何かありますか。

○事務局（尾形都市計画課長） 特にありません。

5 閉 会

○舟引議長 それでは、本日の会議を終了いたしたいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（大内総括） 以上をもちまして、第182回宮城県都市計画審議会を終了いたします。なお、次回は12月22日木曜日を予定しております。日程につきましては後日改めて御連絡を申し上げます。本日は、ありがとうございました。

平成28年10月25日（火）午後2時40分 閉会